

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

今般のロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害する重大な国際法違反であり、かつ、国連憲章にも明らかに反する行為である。こうした力による一方的な現状変更の行為は、国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、断じて容認できない。

また、ロシアは、核兵器の使用も示唆しているが、核の使用はもちろん、核による威嚇も決して許されるものではない。

本区は、昭和61年に行った平和都市宣言の下、平和を愛する区民の願いに応え、再び戦争の惨禍を繰り返してはならないことを強く世界の人々に訴えてきた。我々は、世界で唯一の核被爆国の国民として、核兵器をなくし、世界平和実現のためへの努力を続けなければならない。

よって、本区議会は、今般のロシアによる侵略及びウクライナの主権侵害に対し、重ねて厳重に抗議するとともに、世界平和の実現に向けて、ロシアが直ちに戦闘を停止し、軍を撤退させるよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月15日

江東区議会